

手続開始の公示（説明書）

令和 03 年 02 月 02 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 田中 直樹

次のとおり公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件、公募型プロポーザル方式に係る手続きについては、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「手続開始の公示（説明書）」に記載のとおり実施します。また、記「1-1. 契約件名（業務名）」に示す 4 件の業務（以下「対象業務」という。）については、競争参加希望者に対し、対象業務すべてについて記 3-2. に示す「参加表明書」の提出を求めたうえで、競争参加資格確認及び技術評価を一括して行うこととし、以下のとおり技術提案書及び見積者の特定手続き（以下「特定手続き」といい、特定された者を「特定者」という。）を行います。

- ① 対象業務に係る特定手続きは、記「1-1. 契約件名」に示す設計業務①から設計業務④の順番で行い、二番目以降の特定手続きは、当該業務の前に特定手続きを行う業務の特定者の決定後又は不成立の確定後に行う。
- ② 特定手続きにおいては、記「3-5. 技術提案書の提出者の選定」において選定された者（以下「選定者」という。）のうち、技術評価点が最も高い者（以下「最高評価者」という。）を特定者とする。ただし、二番目以降に特定手続きを行う業務の場合は、最高評価者が、既に他の業務の特定者である場合に限り、当該最高評価者に対し、技術者の配置等の業務実施体制確保の可否について書面により確認を行い、可能であることが確認できた場合に当該最高評価者を特定者として順次決定する。
- ③ 上記②の可否確認の結果、技術者の配置等の業務実施体制確保が不可能であった場合は、当該業務及び当該業務の後に特定手続きを行う業務への競争参加を辞退としたものとして取扱うこととしたうえで、技術評価点の次順位者に対して同様の手続きを行うこととし、以後同様とする。
- ④ 上記③により辞退したものとして取扱う場合において、当該者に対しては、辞退扱い以外の不利益措置は講じない。
- ⑤ 選定者は、対象業務のうち複数の業務の特定者となることができる。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 契約件名	設計業務①) 道東自動車道 中トマム地区道路詳細設計 設計業務②) 道東自動車道 本流東地区道路詳細設計 設計業務③) 道東自動車道 下トマム地区道路詳細設計 設計業務④) 道東自動車道 本流西地区道路詳細設計
1-2. 契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 田中 直樹
1-3. 契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号 (電話) 011-896-5777
1-4. 競争契約の方法	公募型プロポーザル方式
1-5. 見積の方法	書留郵便又は信書便 … 記 4-1、4-2 を参照のこと

- 1-6. 履行保証 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと
 1-7. 契約書の作成 必要 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと
 なお、作成方法については落札者と協議する

1-8. 契約図書

- (1) 本調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本調達手続に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- ① 手続き開始の公示（説明書） 本書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること
 - ② 標準契約書案
https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【郵送入札】を使用すること
 - ③ 入札者に対する指示書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【令和2年10月 調査等共通仕様書】を使用すること
 - ④ 共通仕様書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
 - ⑤ 特記仕様書（案）
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
 - ⑥ その他契約（発注用）図面等
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
 - ⑦ 金抜設計書（案）
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
 - ⑧ 参加表明書 様式1-1のとおり
 - ⑨ 技術提案書 様式2-1のとおり
 - ⑩ 見積書 上記③入札者に対する指示書の様式1のとおり
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本調達手続に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から⑨に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R交付等）により交付するので、記1-3に示す契約担当部署にその旨申し出ること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和03年02月02日（火）から令和03年02月18日（木）まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所
- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① | 自) 北海道勇払郡占冠村字中央
至) 北海道上川郡新得町字新得 |
| ② | 自) 北海道勇払郡占冠村字占冠
至) 北海道勇払郡占冠村字占冠 |
| ③ | 自) 北海道勇払郡占冠村字占冠
至) 北海道勇払郡占冠村字下トマム |
| ④ | 自) 北海道勇払郡占冠村字中央
至) 北海道勇払郡占冠村字占冠 |
- (2) 業務内容
- ① 本業務は、道東自動車道 占冠IC～トマムIC間の中トマム地区における4車線化の道路詳細設計等を行うものである。

項目	単位	数量	摘要
道路設計 詳細設計	km	5.45	
連絡等施設設計 詳細設計	箇所	1	トマム IC

附帯工設計 溝渠設計	基	9	ボックス 3 基・パイプ 6 基
附帯工設計 擁壁工設計	断面	12	
高盛土安定解析	断面	2	
3 次元モデル作成	m ²	約 55 万	

② 本業務は、道東自動車道 占冠 IC～トマム IC 間の本流東地区における 4 車線化の道路詳細設計等を行うものである。

項目	単位	数量	摘要
道路設計 詳細設計	km	2.84	
連絡等施設設計 詳細設計	箇所	1	占冠 PA
附帯工設計 溝渠設計	基	10	ボックス 5 基・パイプ 5 基
附帯工設計 擁壁工設計	断面	9	
高盛土安定解析	断面	2	
3 次元モデル作成	m ²	約 29 万	

③ 本業務は、道東自動車道 占冠 IC～トマム IC 間の下トマム地区における 4 車線化の道路詳細設計等を行うものである。

項目	単位	数量	摘要
道路設計 詳細設計	km	3.67	
附帯工設計 溝渠設計	基	8	ボックス 3 基・パイプ 5 基
附帯工設計 擁壁工設計	断面	13	
3 次元モデル作成	m ²	約 23 万	

④ 本業務は、道東自動車道 占冠 IC～トマム IC 間の本流西地区における 4 車線化の道路詳細設計等を行うものである

項目	単位	数量	摘要
道路設計 詳細設計	km	3.80	
連絡等施設設計 詳細設計	箇所	1	占冠 IC
附帯工設計 溝渠設計	基	2	ボックス 2 基
附帯工設計 擁壁工設計	断面	1	
3 次元モデル作成	m ²	約 40 万	

- (3) 履行期間 設計業務① 契約保証取得の日の翌日から 540 日間
 設計業務② 契約保証取得の日の翌日から 540 日間
 設計業務③ 契約保証取得の日の翌日から 480 日間
 設計業務④ 契約保証取得の日の翌日から 480 日間

- (4) 成果品 調査等共通仕様書及び特記仕様書記載のとおり

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本調達手続に参加することのできる者（以下、「見積者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者に、記3-6. に示す「技術提案書」の提出を求め、提案内容を審査し、技術的に最適と判断した技術提案書提出者とする。

- (1) 審査基準日（記3-4. に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年 3 月 31 日において、業種区分「道路設計」にかかる NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度競争参加資格』を有する者であること。

(3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。

(4) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。

(5) 企業に必要とされる同種業務又は類似業務の業務実績

審査基準日において、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を 1 件以上有すること。

- ① 同種業務 : a) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における道路詳細設計業務^{*1}
b) CIM を用いた道路に関する設計業務

- ② 類似業務 : 道路における道路詳細設計業務^{*1}

*1 : 道路詳細設計とは、東日本高速道路株式会社調査等共通仕様書（令和 2 年 10 月版）における第 5 章「道路設計」5-3[道路設計] 5-3-3「詳細設計」と同等以上であることを契約責任者が確認を行い、同等以上であると認めた内容の設計をいう。

*2 : *1 に示す定義は、記 3-1. (7) についても同様とする。

(6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本業務に配置できる者であること。なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、記 3-4. に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも参加表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、選定通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

① 配置予定管理技術者

- 1) 技術士[総合技術監理部門（建設一道路）]又は技術士[建設部門（道路）]の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っている。
- 2) R C C M[道路部門]の資格を有し、R C C M 資格制度規制による登録を行っている。

3) 土木学会認定土木技術者 [上級土木技術者（交通）コース A 又はコース B、1 級土木技術者（交通）コース A 又はコース B] の資格を有する

4) 交通工学研究会認定 T O E の資格を有し、道路交通技術資格認定制度施行規程による登録を行っている。

② 配置予定照査技術者 : 配置予定管理技術者と同じ

(7) 審査基準日において、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を 1 件以上有すること。

① 配置予定管理技術者

- 同種業務 : a) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における道路詳細設計業務^{*1}
b) CIM を用いた道路に関する設計業務

- 類似業務 : 道路における道路詳細設計業務^{*1}

② 配置予定照査技術者 : 配置予定管理技術者と同じ

(8) 令和 03 年 02 月 18 日現在の技術者の手持ち業務（プロポーザル方式で特定後未契約のものを含む）が、次に示す業務量未満である者。

配置予定管理技術者 : 管理技術者又は担当技術者として従事する契約金額が 500 万円以上の業務の合計額が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満である者。

なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務（※）がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乘じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額とし

て評価する。

また、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が2億円未満かつ契約件数の合計が5件未満である者。

※業務の履行期間が審査基準日の属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

(9) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本調査等の発注に関与した者でないこと又は現に下記②に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

② 施工管理業務の請負人

a) 保全点検業務等の実施に関する年度協定（令和2年度）土木施工管理業務

（請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道）

b) 道東自動車道 占冠工事区施工管理業務

（請負人：道東自動車道占冠工事区施工管理業務施工管理共同事業体）

構成員：信和設計（株）、パートナーズ（株）

(10) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

V) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 JV の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、本調達手続に参加するため、次に示す「参加表明書（以下、「表明書」という。）」を作成しなければならない。なお、表明書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

表明書（様式）	作成にかかる留意事項
参加表明書 (様式 1-1)	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと
企業の同種又は類似業務 の実績 (様式 1-2)	◇記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること ◇次の資料を添付すること i) 当該業務が「測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）」（以下、「テクリス」という。）の登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本、中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）、西日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 西日本」という。）（以下、NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本の 3 会社を総称して「NEXCO3 会社」という。）・国土交通省又は NEXCO 以外の高速道路会社の場合で「調査等成績評定通知書」（以下、「成績評定点」という。）の通知を受けている場合はその写しを添付すること ◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を表明書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること ◇記載にあたっては、様式 1-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと
企業の同一業種における 表彰実績 (様式 1-3)	◇記 3-1. (2) に示す業種区分「道路設計」に該当する業務において表彰実績がある場合に記載すること。 ◇表彰実績は、平成 22 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている業務であること ◇表彰実績がある場合は、必ず表彰状等の写しを添付すること ◇複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い評価となる表彰実績で評価する
配置予定管理技術者の資格等 (様式 1-4)	◇記 3-1. (6) ① に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること ◇記載した資格を有することを証する登録証等の写しを添付すること ◇外国資格を有する者については、技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること ◇手持ち業務は、審査基準日において、NEXCO 東日本以外の発注機関（国内外を問わず）の業務を含め、管理技術者又は担当技術者として従事している 500 万円以上のすべての業務を記載すること ◇記載にあたっては、様式 1-4 に示す《記載上の注意事項》に従うこと
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験	◇記 3-1. (7) ① に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること ◇記載する業務経験は、様式 1-4 に記載した技術者のみの業務経験とする

(様式 1-5)	<p>◇記載する業務は、平成 22 年 4 月 1 日以降に管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者として従事した業務のうち元請として完成及び引渡しが完了した業務とする</p> <p>◇配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該企業の名称を付記すること</p> <p>◇次の資料を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO3 会社・国土交通省又は NEXCO3 会社以外の高速道路会社の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付すること <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を表明書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
配置予定照査技術者の資格、同種又は類似業務の経験 (様式 1-6)	<p>◇記 3-1. (6)②に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること</p> <p>◇記載した資格を有することを証する登録証等の写しを添付すること</p> <p>◇記 3-1. (7)②に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること</p> <p>◇記載する業務は、平成 22 年 4 月 1 日以降に管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者として従事した業務のうち元請として完成及び引渡しが完了した業務とする</p> <p>◇配置予定照査技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該企業の名称を付記すること</p> <p>◇次の資料を添付すること</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること ii) 発注機関から通知された「認定書」又は「成績評定通知書」の写しを添付すること <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を表明書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式 1-6 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
業務実施体制 (様式 1-7)	<p>◇本業務の配置予定技術者（競争参加希望者に所属する技術者）を記載すること</p> <p>◇担当技術者は最大 3 名まで記載できるが記載した技術者は必ず配置すること</p> <p>◇本業務の組織体制（再委託先を含む）が明らかとなるよう作成すること</p> <p>◇他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的な内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること（共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む）</p> <p>◇共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分の再委任」、1-49-12「第三者への委任等について」に示す部分を再委任してはならない</p>

(2) 競争参加希望者は、表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

(3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めないので、記載漏れや添付漏れが無いよう十分確認すること。

3-3. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者の選定に関する評価は、競争参加希望者が提出した表明書の記載内容で行うものとし、評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目					配点	
評価基準						
参加表明者の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種又は類似業務の実績	<p>(様式 1-2) 業務実績を以下の順位で評価する。 なお、業務の実績は平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務を対象とする。 (評価する同種業務)</p> <p>a)高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における道路 詳細設計業務 b)CIM を用いた道路に関する設計業務</p> <p>①同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、両方の実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省のいづれかの機関が発注した業務の場合 ②同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、a) と b) のいづれかの実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省のいづれかの機関が発注した業務の場合で、そうでない方の実績が都道府県、市町村のいづれかの発注の業務実績である場合 ③同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、両方の実績が都道府県、市町村のいづれかの発注の業務実績である場合</p> <p>以下の場合は加点しない (0 点) ④同種業務 a) と b) の実績が、a) と b) のいづれかが NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省・各都道府県・各区市町村以外の発注した業務の場合 ⑤同種業務の実績が片方のみの場合 ⑥類似業務である場合</p>	①30 点 ②22.5 点 ③15 点 ④0 点 ⑤0 点 ⑥0 点
成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	同一業種における表彰実績	<p>(様式 1-3) 表彰を受けている業務がある場合に以下の順位で評価する。 なお、複数の表彰実績が有る場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> <p>①平成 22 年 4 月 1 日以降に業種区分「道路設計」において NEXCO 東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する。 ②平成 22 年 4 月 1 日以降に業種区分「道路設計」において NEXCO 東日本の事務所長等表彰の実績を有する 以下の場合は加点しない。 ③表彰実績がない場合 ④NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合 ⑤平成 22 年 3 月 31 日以前の NEXCO 東日本における表彰実績である場合 ⑥業務に関する表彰ではなく企業等への感謝状である場合</p>	①10 点 ②5 点 ③0 点 ④0 点 ⑤0 点 ⑥0 点	
事故及び不誠実な行為				以下に該当する場合に評価を減ずる。	①令和 2 年 2 月 18 日から審査基準日（令和 3 年 2 月 18 日）までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる文書警告を受けている場合 ②令和 2 年 2 月 18 日から審査基準日（令和 3 年 2 月 18 日）までに NEXCO 東日本から当該業種にかかる口頭注意を受けている場合	①-5 点 ②-2 点
配置予	資格	資格	技術者資格等、その専門分野	技術者資格等、その専門分野	(様式 1-4) 以下の順位で評価する。 外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当との	①30 点 ②15 点

定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	実 績 等	件		旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士[総合技術監理部門(建設－道路)]又は技術士[建設部門(道路)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている ②競争参加資格要件で求めた下記の資格を有し、各資格の規定等に基づく登録を行っている ・ RCCM[道路部門] ・ 土木学会認定土木技術者〔上級土木技術者(交通)コースA又はコースB、1級土木技術者(交通)コースA又はコースB〕 ・ 交通工学研究会認定TOE	
	資 格 ・ 実 績 等	専 門 技 術 力	業務執行 技術力	同種又は類似業務の 経験 (様式 1-5) 以下の順位で評価する。 なお、業務経験は、従事した役職が、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事とし、平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務とする。 (評価する同種業務) a)高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における道路 詳細設計業務 b)CIM を用いた道路に関する設計業務 ①同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、両方の実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省のいずれかの機関が発注した業務の場合 ②同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、a) と b) のいずれかの実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省のいずれかの機関が発注した業務の場合で、そうでない方の実績が都道府県、市町村のいずれかの発注の業務実績である場合 ③同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、両方の実績が都道府県、市町村のいずれかの発注の業務実績である場合 以下の場合は加点しない(0点) ④同種業務 a) と b) の実績が、a) と b) のいずれかが NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省・各都道府県・各区市町村以外の発注した業務の場合 ⑤同種業務の実績が片方のみの場合 ⑥類似業務である場合 ①30 点 ②22.5 点 ③15 点 ④0 点 ⑤0 点 ⑥0 点	
資 格 ・ 実 績 等	手 持 ち 業 務	手持ち業務金額及び件数		(様式 1-4) 配置予定管理技術者が、次のいずれかに該当する場合は競争参加を認めない。 ①1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 ②1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。	—

		また、手持ち業務について「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の金額の合計は2億円以上、②の件数は5件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日の属する年度を含む複数年度に及ぶ業務	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(様式1-7) 以下に該当する場合は競争参加を認めない。 ①再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持にかかる部分である場合 ②業務分担構成が不明瞭又は不自然な場合 なお、「主たる部分」、「秘密の保持にかかる部分」とは次のことをいう。 ・主たる部分：調査等共通仕様書1-19-1に示す部分 ・秘密の保持にかかる部分：調査等共通仕様書1-49-12に示す部分	—
合計			100点

3-4. 表明書の提出

- (1) 競争参加希望者は、本調達手続に参加するため、次に示すとおり表明書を提出しなければならない。
- ① 提出期限 令和03年02月18日(木) 16時00分まで
持参の場合は、上記期限までの10時00分から16時00分までとする。(行政機関の休日を除く)
ただし、上記期間内に表明書の提出者がいない場合は、表明書の提出期間を延長する場合がある。
- ② 提出場所 記1-3.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便(期限内必着のこと)
- ④ 提出書類 記3-2.により作成した「表明書」を2部(正1、写1)
なお、提出期限以降の追加提出及び差替えは認めないため、提出の際は記載漏れ等の不備がないよう十分確認のうえ提出すること。
- (2) 競争参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと。

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された表明書に基づき、技術提案書の提出者を5者選定し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合にはこの限りではない。
- ※技術提案書の提出者の選定、技術提案書の提出要請及び非選定通知予定期
令和03年03月05日(金)
- (2) 「非選定」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から7日(休日を含まない)以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。
- ① 提出期限 上記(1)による通知日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日を除く)
持参の場合は、上記期限までの毎日10時00分から16時00分までとする。
- ② 提出場所 記1-3.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便(期限内必着のこと)
- ④ 提出書類 書面により作成
- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(行政機関の休日を除く)に書面により回答する。

3-6. 技術提案書の作成

- (1) 記3-5.に示す通知により選定され技術提案書の提出要請を受けた者(以下、「提案要請受領者」という。)は、次に示す「技術提案書(以下、「提案書」という。)」を作成しなければならない。なお、各様式

はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

提案書（様式）	作成にかかる留意事項
技術提案書 (様式2-1)	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること
業務への取組み方針 (様式2-2)	<p>◇業務への取り組み姿勢を評価するため、各項目について必要な内容を以下のとおり記載すること</p> <p>1)「業務理解度」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえて、業務を遂行するための着眼点を記載する</p> <p>2)「実施手順及び実施体制」には、本調査等の業務フローについて記載する</p> <p>3)「その他」には、本調査等に関する知識や有効な提案（有益な代替案、コスト縮減の提示等）について記載する</p> <p>◇様式2-2については、1枚で作成するものとし、実施の手順を示す計画工程表を設計図書に基づき別途作成の上、添付するものとする（A4又はA3で1枚とする）</p> <p>◇記載にあたっては、様式2-2に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
参考見積書 (様式2-3(1)、2-3(2))	<p>【総額（各項目の個別金額含む）】</p> <p>◇参考見積は、技術提案書を特定するための評価及び積算の際の参考として用いる</p> <p>◇本調査等の参考規模は①129.4百万円②111.1百万円③74.8百万円④69.9百万円（いづれも税込）を想定している</p> <p>◇記載にあたっては、様式2-3に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>

(2) 提案要請受領者は、提案書を作成するにあたり、資料を閲覧することができる。なお、閲覧資料、閲覧場所、担当部署、閲覧期間、その他の内容については選定通知時に併せて周知するものとする。

- ① 資料名 道東自動車道 道路構造検討業務 報告書
- ② 閲覧場所 NEXCO 東日本 北海道支社 帯広管理事務所
- ③ 閲覧期間 参加表明書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日10時から16時まで）
- ④ 問合せ先 NEXCO 東日本 北海道支社 帯広管理事務所 総務
(TEL) 0155-42-8151

3-7. 提案書の提出

(1) 提案要請受領者は、次に示すとおり提案書を提出しなければならない。

- ① 提出期限 令和03年04月15日（木）16時00分まで
持参の場合は、上記期限までの10時00分から16時00分までとする。
(行政機関の休日を除く)
- ② 提出場所 記3-3.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便（期限内必着のこと）
- ④ 提出書類 記3-6.により作成した「提案書」を4部（正1、写3）

3-8. 提案書に対するヒアリング

(1) 提案書提出者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施予定日 令和03年04月20日（火）～22日（木）
※ヒアリングの詳細な日時は別途協議のうえ決定する。
- ② 実施場所 NEXCO 東日本北海道支社 会議室
- ③ 出席者 配置予定管理技術者
- ④ ヒアリング内容 ・配置予定管理技術者の業務実績
・業務への取組み方針（業務理解度、実施手順及び実施体制、その他）

(2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。

(3) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認できなかつた事項については評価しない。

(4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・ペース等）を持込んでの説明及び追加資料

の提出（提示）は認めない。

3-9. 提案書及び見積者の特定

(1) 契約責任者は、提案要請受領者から提出された提案書及びヒアリング結果に基づき評価を行い、提案書及び見積者を特定し、その結果について通知する。

※提案書・見積者の特定及び非特定通知予定日 令和 03 年 05 月 13 日（木）

(2) 「非特定」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

① 提出期限 上記(1)による通知の日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日を除く。）
持参の場合は、上記期限までの 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。（行政機関の休日を除く。）

② 提出場所 記 1-3 . 「契約担当部署」

③ 提出方法 持参、書留郵便又は信書便（期限内必着のこと）

④ 提出書類 書面により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（行政機関の休日を除く。）に書面により回答する。

3-10. 提案書の評価基準

(1) 契約責任者は、提案書の内容を次に示す評価基準に基づき評価する。

評価項目				評価の着眼点	評価基準	配点
配置予定管理者の経験及び能力 ※ 1	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	(様式 1-4) 以下の順位で評価する。 外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士[総合技術監理部門（建設一道路）]又は技術士[建設部門（道路）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている ②競争参加資格要件で求めた下記の資格を有し、各資格の規定等に基づく登録を行っている ・ R C C M [道路部門] ・ 土木学会認定土木技術者〔上級土木技術者（交通）コース A 又はコース B、1 級土木技術者（交通）コース A 又はコース B〕 ・ 交通工学研究会認定 T O E	①10 点 ②5 点
	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務の等経験	(様式 1-5) 業務実績を以下の順位で評価する。 なお、業務の実績は平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務を対象とする。 (評価する同種業務) a) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における道路詳細設計業務 b) CIM を用いた道路に関する設計業務 ①同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、両方の実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省のいづれかの機関が発注した業務の場合 ②同種業務 a) と b) の両方の実績を有し、a) と b) のいづれかの実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高	①10 点 ②7.5 点 ③5 点 ④0 点 ⑤0 点 ⑥0 点	

				<p>道路株式会社・国土交通省のいづれかの機関が発注した業務の場合で、そうでない方の実績が都道府県、市町村のいづれかの発注の業務実績である場合</p> <p>③同種業務 a)と b)の両方の実績を有し、両方の実績が都道府県、市町村のいづれかの発注の業務実績である場合</p> <p>以下の場合は加点しない（0点）</p> <p>④同種業務 a)と b)の実績が、a)と b)のいづれかが NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省・各都道府県・各区市町村以外の発注した業務の場合</p> <p>⑤同種業務の実績が片方のみの場合</p> <p>⑥類似業務である場合</p>	
配置予定照査技術者の経験及び能力※1	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野	<p>(様式 1-6)</p> <p>以下の順位で評価する。</p> <p>外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>①競争参加資格要件で求めた技術士[総合技術監理部門(建設－道路)]又は技術士[建設部門(道路)]の資格を有し、技術士法による登録を行っている</p> <p>②競争参加資格要件で求めた下記の資格を有し、各資格の規定等に基づく登録を行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R C C M [道路部門] ・ 土木学会認定土木技術者〔上級土木技術者(交通)コース A 又はコース B、1 級土木技術者(交通)コース A 又はコース B〕 ・ 交通工学研究会認定 T O E 	①10 点 ②5 点
	専門技術力	業務執行技術力	同種又は類似業務の経験	<p>(様式 1-6)</p> <p>業務実績を以下の順位で評価する。</p> <p>なお、業務の実績は平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務を対象とする。</p> <p>(評価する同種業務)</p> <p>a) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路における道路詳細設計業務</p> <p>b) CIM を用いた道路に関する設計業務</p> <p>①同種業務 a)と b)の両方の実績を有し、両方の実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省のいづれかの機関が発注した業務の場合</p> <p>②同種業務 a)と b)の両方の実績を有し、a)と b)のいづれかの実績が NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省のいづれかの機関が発注した業務の場合で、そうでない方の実績が都道府県、市町村のいづれかの発注の業務実績である場合</p> <p>③同種業務 a)と b)の両方の実績を有し、両方の実績が都道府県、市町村のいづれかの発注の業務実績である場合</p> <p>以下の場合は加点しない（0点）</p> <p>④同種業務 a)と b)の実績が、a)と b)のいづれかが NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本・首都高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社・国土交通省・各都道府県・各区市町村以外の発注した業務の場合</p>	①10 点 ②7.5 点 ③5 点 ④0 点 ⑤0 点 ⑥0 点

			合 ⑤同種業務の実績が片方のみの場合 ⑥類似業務である場合	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点～0点	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点～0点	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	20点～0点	
合計			100点	
参考見積		次に該当する場合は特定しない。 ①提示した参考業務規模（①129.4百万円②111.1百万円③74.8百万円④69.9百万円（いづれも税込み））を超える見積である場合 ②提案内容に対して見積が不適切な場合	—	

※1 配置予定管理技術者、配置予定照査技術者、配置予定現場作業責任者及び配置予定担当技術者の評価は、表明書の記載内容により評価する。

(2) 提案書及び見積書の特定方法

提案書及び見積書の特定にあたっては、『提案書の評価基準』における評価点の高い者を特定するものとする。

第4 見積・開札・落札者の決定

4-1. 見積に必要な書類の作成等

見積者は、次に示すとおり見積に必要な書類を作成し準備しなければならない。

- ① 見積書 … 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 見積及び開札

(1) 見積書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 見積書の提出及び開札日時・場所 別途、見積方依頼書にて通知する
- ② 見積書の提出方法 書留郵便又は信書便

(2) 見積者は、見積及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[12]から[24]を参照のこと。

4-3. 落札者の決定

契約責任者は、見積合せの結果、契約制限価格の制限の範囲内において有効な見積がされている場合は、当該見積者を落札者と決定する。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本調達手続に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 令和03年02月02日（火）から令和03年04月07日（水）まで

持参の場合は、上記期限までの 10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。(行政機関の休日を除く)

② 受付場所 記 1-3. 「契約担当部署」

③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（期間内必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

① 回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として 5 日以内（行政機関の休日を除く）

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3) 調達手続に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-3. 見積の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

(1) 前金払 … 有：請負契約書第 35 条 1 項に基づき前金払を請求することができる。ただし、請負代金額が NEXCO 東日本契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 … 無

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 受注者の責により、特定時に評価された内容が履行されていない場合、若しくは履行確認を行った結果、配置予定技術者が配置されていない場合は、その程度により成績評定を減じる。

(2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は建設工事を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

(3) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

5-6. その他

契約責任者が契約の手続きを実施する上で、技術提案書及びヒアリングの内容を正確に尊重、反映した特記仕様書の作成のために必要と判断した場合、特定者は技術提案書に関する意見交換（ヒアリング）の申し入れに応じるものとする。

以上